

感震ブレーカーを全世帯対象に配付し、 防災意識向上を図ります

市では、震災時の在宅避難を推進するため、全世帯向けの意識啓発事業を行っています。
令和6年度からの家具転倒防止対策、令和7年度のトイレ対策に続いて、令和8年度は
申請式で「感震ブレーカー」を1世帯につき1個無料配付しています。

どうして必要なの？

大規模地震が発生した際には、建物の倒壊や家具の転倒だけでなく、電気が原因となる「通電火災」が発生する危険性があります。通電火災とは、地震による停電後に電気が復旧した際、倒れた電気製品や損傷した配線などに電気が流れることで発生する火災のことです。東日本大震災では、発生した火災の半数以上が電気に起因するとされ、地震対策として重要な課題となっています。自宅での避難生活や命を守る行動として、火の元確認やブレーカーを落とすなどの行動が重要です。



1 地震発生

強い揺れにより停電。家具の転倒などでコードなどが傷つく



2 電気が復旧

破損したコードや転倒した家電製品に通電する



3 火災発生

地震発生後、時間差で電気が復旧した後に火災が発生

感震ブレーカーで通電火災を防ぐ

感震ブレーカーは、大きな地震の揺れを感知すると自動で電気を遮断する装置のため、緊急時や外出時など、ご自身でブレーカーを落とせないときに地震が発生しても安心です。今回配付する感震ブレーカーはコンセントタイプで、自宅のアース付きコンセントに設置します。

- 震度5強程度以上の大きな揺れを感知すると、家全体の電気の供給を遮断する一括遮断タイプ
- 電気遮断までの時間を0秒から3分まで、30秒ごとに任意で設定可能

身体・住宅の状況に合わせ、安全に避難行動のとれる時間を設定してご使用ください。



感震ブレーカー

対象者・申請方法

【対象】市内在住の方 ※申請日時点での世帯主が申請

【申請】WEBまたは郵送 ※申請書は市役所（防災課、防災協会）、各市政センターで配布

【受取】申請後、自宅に届いた引換券を持って市民防災協会へ



詳細はこちら